

△スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、ブラウザのボタンを押してください。
×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2025.11

Mysurance スマート賃貸火災保険 ベーシックプラン

損保ジャパン **個人賠償責任保険**
(2025年10月改定)

重要事項等説明書

Mysurance スマート賃貸火災保険 ベーシックプラン 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただくための大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 …… 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …… ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 契約概要 注意喚起情報

商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

スマート賃貸火災保険ベーシックプランは、当社が引き受ける家財を保険の対象とした火災保険と損害保険ジャパン株式会社が引き受ける個人賠償責任保険をセットしたプランの名称です。商品のしくみは次の表のとおりです。

スマート賃貸火災保険ベーシックプラン

	火災保険 (引受額短期保険業者:Mysurance(マイシュアランス)株式会社)
普通保険約款	モノの保険特約連動特約
補償に関する特約	家財基本特約 借家人賠償責任特約 修理費用特約
借入戸室の変更に関する特約	借入戸室の場合の被保険者に関する特約
その他の特約	保険料支払手段に関する特約 保険料分割特約 自動車継続特約
その他	くらしのサポートサービス

個人賠償責任保険 (引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

(注) 個人賠償責任保険については、個人賠償責任保険の重要事項等説明書または普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 補償内容

用語の定義

保険の対象	日本国内に所在する契約内容確認記載の建物に収容されている被保険者が所有する家財(※1)(※2)(※3)をいいます。
-------	---

(※1) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財、宅配物および宅配ボックス等は、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

(※2) 被保険者またはその配偶者の親族の所有する家財で契約内容確認記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。また、同居人(契約内容確認記載の被保険者と同居する者をいいます。ただし、契約内容確認記載の建物の賃貸借契約における同居人に該当するものは含まれません。)の所有する家財で契約内容確認記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

(※3) 次に掲げる物は、家財に含まれません。

① 自動車(含)自動車三輪車および自動二輪車、125cc以下の原動機付自転車(家財に含まれます)。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車(家財に含まれます)。船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機

② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印類、切手、乗車券等その他これらに類するものの損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。

③ 商品・製品等

④ 業務用の什器・備品等

⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

被保険者の借用する契約内容確認記載の建物に所在する居住用の戸室事務所としても使用している場合を含みます。)をい、被保険者が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および屋外設備、装置であって敷地内に所在するものを含みます。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

● 家財基本特約

次に掲げる事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

① 火災、落雷、破裂または爆発

② 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等)による、洪水、高潮等を除きます。①、雹(ひょう)災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪水が水たまりによる生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分に風災などの事故によって破損が生じたものない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。

(※) 雪災の事故によって損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おの他の別の事故によって生じたことが特約の規定に基づく確認を行った後なお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故によって生じたものと推定します。

③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

④ 給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ

⑤ 騒擾(じょうお)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損

● 借家人賠償責任特約

借入戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊したおきにより、被保険者が借入戸室について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金を支払います。

● 修理費用特約

偶然な事故によって、借入戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的(借入戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められた状況をいいます。)に、自己の費用で現実にこれらを修理したときは、その修理費用を被保険者が負担したことをその損害に対して、この特約に従い、保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任特約の規定によって保険金を支払う場合を除きます。また、次に掲げるものも修理費用を除きます。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借入戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

保険金の支払額

保険金の支払額は以下のとおりです。

特約	保険金の支払額
家財基本特約	再調達価額(※1)を基準とした損害の額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。(※3) また、契約内容確認記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、次の金額を限度。 ・通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合: 20万円 ・預貯金証書の盗難の場合: 200万円または保険金額のいずれか低い額

借家人賠償責任特約

被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金と被保険者が支出した修理費用。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。

修理費用特約

修理費用の額から自己負担額3千円を差し引いた額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。専用水道管の凍結の場合は1回の事故につき10万円を限度。

(※1) 保険の対象が貴金属・稀希土類の場合は、時価額を基準とします。

(※2) 保険金額は、後記「③(引受条件(保険金額など)について)」をご覧ください。

(※3) 保険の対象が貴金属・稀希土類の場合は、200万円または家財基本特約保険金のいずれか低い方を限度とします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約共通の保険金をお支払いできない主な場合

① 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 差押え、取用、没収、破壊等または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑧ 家財の置き忘れまたは紛失

⑨ 家財が契約内容確認記載の建物外にある間に生じた事故。ただし、宅配物および宅配ボックス等に生じた事故を除きます。

⑩ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故

⑪ 保険の対象の欠陥

⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

⑬ ねずみ食い、虫食い等

⑭ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入

⑮ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

⑯ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損傷

など

(※1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※2) ①に規定する者以外の者の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

各特約固有の保険金をお支払いできない主な場合

● 借家人賠償責任特約

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

② 被保険者の心神喪失または指図

③ 借入戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

④ 戦争、地震等に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤ 借入戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊

⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない、借入戸室の電気的作用によって発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊

⑦ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

⑧ 詐欺または横領によって借入戸室に生じた損壊

⑨ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊

⑩ 借入戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊

⑪ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊

⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊

⑬ 借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊

⑭ 借入戸室の欠陥に起因する損壊

⑮ 被保険者と借入戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑯ 被保険者が借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する損害賠償責任

⑰ 被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金

など

● 修理費用特約

① 借入戸室の貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 借入戸室の貸主またはその法定代理人以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

③ 戦争、地震等に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

④ 借入戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊

⑤ 借入戸室に対する加工・修理等の作業上の過失または技術的拙劣に起因する損壊

⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない、借入戸室の電気的作用によって発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損壊

⑦ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

⑧ 詐欺または横領によって借入戸室に生じた損壊

⑨ 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損壊

⑩ 借入戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借入戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊

⑪ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損壊

⑫ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借入戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。

⑬ 借入戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊

⑭ 借入戸室の欠陥に起因する損壊

⑮ 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊

など

(4) くらしのサポートサービス

この保険には「くらしのサポートサービス」(以下、「本サービス」といいます。)が無料でセットされます。本サービスの内容は以下のとおりです。

① サービス内容

● 水・カギかけつけサービス

トイレ等の給排水管の詰まり、蛇口等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置(30分程度の軽作業)を実施します。また、カギを紛失した場合等に提携業者の手配を行い、応急処置(30分程度の軽作業)として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。

● 法律相談サービス

さまざまなトラブルの法律相談に対して、弁護士が電話でアドバイスを行います。(30分程度)

(注1) 本サービスは株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営を委託しています。

(注2) 本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合やサービスの利用を制限させていただく場合があります。

(注3) 法律相談サービスについては、弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

② サービスの対象期間・連絡先

● 水・カギかけつけサービス

・受付時間 24時間365日

・連絡先 0120-821-200

● 法律相談サービス

・受付時間 法律相談サービスは原則予約制です。

ご予約のお電話の受付時間は以下のとおりです。

(平日・午前10時~午後5時

土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

・連絡先 0120-821-200

2 契約概要

保険期間および保険責任開始日

この保険の保険期間は、1年間です。保険契約の補償は、保険期間初日の午前0時に開始します。ただし、保険契約のお申込みが保険期間初日の場合は、保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。補償の終了は、保険契約が満了する日の午後12時となります。

3 契約概要

引受条件(保険金額など)について

(1) 保険金額

保険金額は以下のとおりです。

特約	保険金額	自己負担額
家財基本特約	100~700万円 (100万円単位)の間で選択しただけです。	—
借家人賠償責任特約	1,000万円	—
修理費用特約	50万円	3,000円

(2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は18歳以上の個人であり、賃貸借契約上の賃借人(賃借人が法人で入居者が従業員の場合は従業員を含みます。)となります。被保険者は賃貸借契約上の入居者に限ります。

4 契約概要

保険料のお支払いについて

(1) 保険料のお支払いについて

保険料は分割払(月払い)で、クレジットカードにてお支払いいただきます。

1回目の分割保険料は契約手続き時に決済手続きを行います。2回目以降の分割保険料は契約内容確認記載の払込期日に決済手続きを行います。(※)

(※) 新規契約の場合、2回目の分割保険料は1回目と同月に決済手続きを行います。また、保険期間初日が月末で当日にお申込みの場合、1回目の分割保険料決済と同日に2回目の決済手続きを行います。

(2) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込猶予日(分割保険料の決済手続きができなかった場合は、払込期日の属する月の翌末日の前日(以下、「払込猶予日」といいます。))までにお支払いください。

(注1) 新規契約の1回目分割保険料には、払込猶予の適用はありません。

(注2) 決済手続きができなかった場合には、当社からご登録のメールアドレスにお送りするメールの案内を参照いただき、払込猶予日または当社マイページにて、決済可能なクレジットカードで決済を行ってください。なお、払込猶予日までに決済可能なクレジットカードがご用意できない場合は、コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払方法も可能です。この場合には、当社マイページの「お支払方法の変更」よりお手続きください。(決済可能なクレジットカードの用意ができなかったら、クレジットカードの再登録をお願いします。)

払込猶予日までに保険料のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金を支払うことができません。また、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

保険料の払込期日と払込猶予期間

(※) クレジットカードご登録口座からの引落日は、クレジットカード会社や種類によって異なります。

5 注意喚起情報

保険契約の継続

当社は、補償終了日の前月中旬(補償終了日が月末の場合は同月中旬)に、ご登録のメールアドレスにメールで継続契約のご案内をお送りします。保険契約の継続をご希望の際は、継続日には、補償終了日の前月末の前日(補償終了日が月末の場合は補償終了日の前日)までに当社マイページで自動継続中止の手続きを行ってください。手続きが自動的に行われる場合には、継続前契約と同じ補償内容で契約が自動的に継続します。なお、当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところにより、ご契約者からあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

6 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

7 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからたちに当社までご連絡ください。ただし、契約者と被保険者が異なる場合には、マイページから通知いただくことができません。通知方法については以下の当社公式ウェブサイト掲載の「よくある質問」をご確認ください。
https://mysurance.dgajp.jp/faq_detail.html?id=100572
- 事故の発生の日からその日を始めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類等を提出いただく場合があります。
- この保険以外の保険で支払の対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

8 注意喚起情報

解約返れい金および解約のお手続き

この商品は解約返れい金はありません。ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。なお、解約時にお支払いいただく保険料がある場合は返還し、お支払済みの保険料がある場合は、保険料を請求または返還することがあります。

9 注意喚起情報

告知事項・通知事項

(1) 告知事項と告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

告知事項

この保険の告知事項は、次のとおりです。

1. お申込みいただく物件の退去予定有無

2. 入居開始年月

3. 火災保険の加入状況(当社が求める場合)

4. 他の保険契約等他社の契約をいいます。)の加入状況

※ 上記1~3は、申込日が2025年8月26日以降の場合のみ告知事項となります。

(2) 通知事項

ご契約者または被保険者は、保険の対象の所在地を変更するときは、当社マイページで変更手続きを行ってください。お手続きの詳細は、(3)をご参照ください。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 転居の場合のお手続き

被保険者が借入戸室から転居する場合は、当社マイページから次のいずれかのお手続きを行ってください。

転居先が借入戸室の場合

物件所在地を転居先に変更していただく契約者と被保険者が同一の場合は、契約者住所も変更してください。その際、入居日(※1)のご入居が必要となります。なお、保険料は住所や建物の構造によって一律の額で、物件所在地変更による保険料の変更はありません。

転居先が借入戸室以外の場合

この保険は、借入戸室以外に継続したため、転居先が借入戸室以外の場合は、保険契約を継続したため、転居先が借入戸室以外より解約のお手続きを行ってください。

10 契約概要

満期返れい金・契約者配当金

